

ワイズメンズクラブ国際協会

アジア太平洋地域憲法 ガイドライン

(ガイドラインの番号は、アジア太平洋地域憲法の条番号に対応している。)

ガイドライン 1 名称と協力関係

- 101 本憲法は、国際憲法と矛盾してはならない。
- 102 モットーは、「強い義務感を持つ 義務はすべての権利に伴う」である。
- 103 国際憲法の公式に採択された変更は、地域憲法を改訂するための正式な措置が取られるまでは、公布と同時に地域憲法を拘束するものとする。
- 104 ワイズメンズクラブには以下が含まれる：ワイズメンズクラブ、ワイズウィメンズクラブ、ワイズメンズアンドウィメンズクラブ、Y サービスクラブ
- 105 本組織は、アジア・太平洋地域 YMCA 同盟との協力関係を認識する。
- 106 本組織は、国際憲法第Ⅲ条第3項に基づいて設立されたアジア太平洋地域のワイズメネットクラブを認識する。

ガイドライン 2 地 域

- 201 登録住所は、6/F Administration Building, 23 Waterloo Road, Kowloon, Hong Kong, SAR である。
- 202 アジア太平洋地域は、アジアと南太平洋の国々からなるが、インドと韓国を除く。
- 203 状況が許す限り、定義された境界内の特定のクラブは、(地域議会と関係区の同意を得て) 管理上の目的で、アジア太平洋地域の他の区と提携することができる。この提携への同意は、対象となるクラブの発展と成長を促進するために検討されるものであり、国際憲法第11条第3項に従うものとする。
- 204 オーストラリア区には、オーストラリアの領土と隣接する島々が含まれる。
- 205 東日本区には、日本の東部地域(新潟県、長野県、静岡県を含む以東、北海道まで)と沖縄県が含まれる。
- 206 西日本区には、日本の西部地域(富山県、岐阜県、愛知県を含み以西、九州まで)と沖縄県が含まれる。
- 207 フィリピン区には、フィリピンおよびその隣接する島々の領土が含まれる。
- 208 南東アジア区には、バングラデシュ、カンボジア、香港、インドネシア、ラオス、マカオ、マレーシア、ミャンマー、ネパール、シンガポール、タイ、東ティモール、ベトナムの領土が含まれる。
- 209 スリランカ区には、スリランカとパキスタンの領土が含まれる。
- 210 台湾区には、台湾とその隣接する島々の領土が含まれる。
- 211 会員数がワイズメンズクラブ国際協会の定める会員数を常に下回っている区は、その会員数を増やすよう奨励される。それができなければ、地域議会は、国際議会に、その区を部に降格させ、所属することになる他の区によって管理されるよう勧告することができる。
- 212 区の定款およびガイドラインは、地域および国際協会の憲法と矛盾してはならない。これらの定款およびガイドラインまたはその改訂版は、承認のために国際議会に提出され、その写しが地域に送付されるものとする。これらの文書のコピーは、地域事務所に保管されるものとする。

ガイドライン 3 目 的

- 301 本協会の目的は、以下のとおりである。
 - a. 世界中の加盟クラブの組織化と維持を奨励、促進、育成する。
 - b. すべての加盟クラブの活動を調整する。
 - c. あらゆるレベルの指導者のリーダーシップの開発を行い、組織し、調整する。
- 302 すべての加盟クラブの目的は、以下のとおりである。
 - a. 第一に、YMCA のためのサービスクラブとして活動する。
 - b. その他の価値ある組織を支援する。
 - c. 市民的、国際的諸問題に対して、党派的な政治を避け、正義を追求する。
 - d. 宗教的、市民的、経済的、社会的、国際的な問題について会員に情報を提供し、積極的に関与させる。
 - e. 良好な交友関係を深める。
 - f. 協会の国際、地域、区のプロジェクトを支援する。

ガイドライン 4 構成会員

- 401 地域の会員は、各クラブである。
- 402 地域の会費は、地域の運営資金を確保する目的で地域が設定する。

ガイドライン 5 立法機関

- 501 立法上の年度は、7月1日に始まり、6月30日に終わるものとする。

- 502 地域議会の議事録は、議会開催後 30 日以内に議員に電子的に送信されるものとする。
- 503 アジア・太平洋 YMCA 同盟によって任命された YMCA リエゾンは、議決権を有しない公式オブザーバーとして、地域議会に招待されるものとする。
- 504 地域憲法 第 4 条のもとにある各クラブの会員は、地域議会のあらゆる会合に出席する権利を有するものとし、会合中に、議長の承認を得て、議事について発言することが認められる。
- 505 地域会計は、各地域議会のために財務諸表を作成しなければならない。
- 506 投票は、対面、電子的、e メールまたはオンライン調査ツールを通じて行われて良い。
- 507 地域議会のメンバーは、グッドスタンディングクラブの会員でなければならない。
- 508 会費の支払い義務を果たしているクラブは、投票権を有するものとする。

ガイドライン 6 行政役員

- 601 地域会長は、区理事と連絡を取り、アジア太平洋地域のメンバーに国際議会の最新動向を知らせなければならない。
- 602 地域ブリテンを発行し、アジア太平洋地域のウェブサイトでアクセスできるようにしなければならない。

ガイドライン 7 継 承

- 701 地域の持続可能性と成長を確保し、後継者育成のために、地域のリーダーは、あらゆるレベルのメンバーの間でリーダーシップ能力を育成し、開発する必要がある。リーダーは、役職に就くことを求められるので、選挙で選ばれる役職に指名された候補者は、誠実さと正直さ、ワイズメンズクラブ国際協会に対するひたむきさと献身、熱心さ、メンバーとの関係を築くことができること、優れたコミュニケーションスキル、流暢な英語力など、優れたリーダーシップの資質を備えていなければならない。その他の資質は、本ガイドラインの付録 I に列挙されている。
- 702 LTOD 地域事業主任は、地域役員（AEO）と協議の上、RDE トレーニングやその他のリーダーシップトレーニングを開催する責任を負う。

ガイドライン 8 国際議会議員

- 801 地域に割り当てられる国際議員の議席数は、他の地域と比較した地域の会員数の規模に応じて決まる。割り当ては、国際本部がドント式を用いて決定し、適切な地域の代表者数を決定する。

ガイドライン 10 財 政

- 1001 地域財務記録
地域の財務記録は、地域事務所コーディネーターが地域執行役員と協議の上、法人登録された地域事務所に保管するものとする。
- 1002 銀行の手配
地域議会によって承認された銀行口座は、地域の法人組織が登録されている国で維持されるものとする。地域会計は、年度ごとに任命される役員であり、銀行口座のある国に居住していない可能性があるため、公認署名者は、居住する、現職または元のリーダー 3 名以上に委ねられるものとする。地域会長および／または地域会計の書面による承認があれば、いずれか 2 名に口座を操作する権限が与えられるものとする。
- 1003 会計と財務報告書
地域会計は、会計記録が適切に保管されていることを監督、確認する責任があり、毎年 6 月 30 日時点の監査済みの財務諸表を作成し、地域議会に提出して承認を受ける責任がある。監査済みの財務諸表は、地域の財政状態および業績について、真実かつ公正な概観を示すものでなければならず、8 月 1 日までに地域議会メンバーに配布され、もしそれができない場合には第 2 回地域議会までに配布される。
- 1004 年次予算
次期地域会計は、次期地域会長および地域会計と協議の上、新会計年度の予算を作成する責任を負う。年次予算は、その期の最初の地域議会において承認を得るものとする。支出が妥当であり、地域の収入、すなわち年間経常収入の範囲内に収まるようにすることは、地域会計の責任である。
- 1005 収入
本地域の収入は、支払われるべき地域会費、国際本部からの資金、社会的企業からの収入、地域大会からの剰余金の分配、投資からの利益で構成される。当該年度の収入は、事務所の賃貸料、職員の人件費、旅費、一般事務費、監査費用、寄付金、研修のための補助金および助成金、その他の承認された経費を含む、通常の運営費に使用することができる。
- 1006 年会費
地域会費は、各会員を代表して、各区が支払うものとする。会費の金額は、地域議会が随時決定する。地域会費は、上期は 8 月 1 日、下期は 2 月 1 日の会員数に基づいて 2 期に分けて賦課され、支払う必要がある。現在の地域会費は、クラブ会員 1 名につき 1 期 3 米ドルとなっている。地域会費は、各期の請求書に記載された期限までに支払う必要がある。区内のクラブが地域会費およびその他の賦課金を速やかに支払うようにすることは、区理事の責任である。
- 1007 特別基金
特別な目的のために贈与されまたは積み立てられた基金は、適切に記述された指定勘定に記録される。指定勘定の年次監査済み明細書は、財務諸表とともに提供されなければならない。
- 1008 自然災害緊急支援基金（NDERF）
NDERF は、自然災害に見舞われた区への緊急支援を目的として、地域が維持する特別基金である。クラブ会員 1 人当たり 2 米

ドルの拠出が区に義務づけられており、前期の地域会費と一緒に支払われる。基金からの支出は、NDERF の方針に従うものとし、NDERF 委員長と協議の上、地域トロイカの承認を得て支払われる。

1009 地域開発基金（ADF）

a) 地域開発基金は、新しい地域へのエクステンション、会員維持、青少年育成、リーダーシップ開発および地域を強化する他の活動を支援するための資金の提供を目的としている。基金からの支出は、基金の方針に従うものとし、地域開発委員長と協議の上、地域トロイカの承認を得て支払われる。

b) ADF の収入は、会員の自発的な寄付と地域の年間の経常会計余剰金の 50% の移転を含む、地域議会によって承認された寄付から得られるものとする。

1010 支出

A. 地域役員の旅費

地域役員（会長、次期会長、直前会長、書記、会計）は、地域議会、地域／区大会、地域研修会、その他の公式行事への出席など、地域の業務を遂行する過程で発生する合理的な旅費の払い戻しを受けることができる。区大会出席のための宿泊費は、各区が負担する。払い戻しの金額は、予算上可能な財政状況に拠る。

B. 補助金

地域は、理事、次期理事、地域事業主任が地域によって招集された公式な会議や研修に出席する必要がある場合、補助金を支給する。補助金の額は、年度予算の財源に拠り、主催者から提供されない場合には、食事代も含まれるものとする。

C. 旅行保険

地域および区役員は、自ら旅行保険に加入することが期待されており、その費用は、地域からは払い戻されない。

D. 滞納している区

会員が支払うべき会費の 10% 以上を滞納している区やその役員に対しては、補助金や特別基金からの助成金などの形態を問わず、一切の資金援助は行われぬ。政府の規制により、区が地域に会費を送金できない場合、地域会長と地域会計の承認を得て、徴収した金額を区が保管することができる。区理事は、区に保管されている地域会費について、地域会計と地域会長に半年ごとの報告書を提出しなければならない。

1011 承認の限度額

地域会長は、1 回の取引につき 2,000 米ドルを限度として支出を承認する権限を有し、この限度を超える支出は、地域会計と協議の上、地域トロイカの共同承認を必要とする。

1012 投資資金

地域の積立金および特別基金の投資の監督は、地域議会によって設立されたファンド委員会に帰属するものとする。ファンド委員会は、地域役員と 4 名の区理事（うち 2 名は元地域理事）で構成される。

1013 会計監査人

地域議会によって承認された会計監査人は、資格のある会計士でなければならない。

1014 ガバナンス

良好なガバナンスのために慎重に行動することは、地域の財務管理を任されたすべての役員の責任である。

ガイドライン 11 地域事務所

1101 地域議会は、地域会長またはその代理人の監督の下、地域事務所の業務を管理する責任を負う地域事務所コーディネーターを雇用することができる。

1102 地域事務所コーディネーターが任命された場合、その任期は 3 年とし、地域議会の承認を得て再任命することができる。

ガイドライン 12 地域大会

1201 地域大会は、可能な限り、各地域が定期的に持ち回りで主催するものとする。

1202 地域議会は、大会開催日の少なくとも 1 年前に、大会会場と暫定予算を承認しなければならない。

1203 大会実行委員会（HCC）は、最大の参加者を集めるために、大会登録料をできる限り低く抑えるように努めなければならない。

1204 大会予算は、損益分岐点を目指し、最大でも収入の 10% を超えない余剰金を確保するものとする。大会開催により生じた剰余金（会員からの寄付金算入前）は、ホスト区と地域の間で 70/30 の割合で分配するものとする。

1205 地域大会委員会（ACC）の委員長は、地域議会によって任命される。委員長は、HCC と協力して、プログラムの目的を含む一般的な基準とガイドラインが順守されるようにする。地域執行役員は、ACC の委員となる。

ガイドライン 13 行動規範

1301 YMI のリーダーとクラブメンバーは、付録 II の「役員就任式辞」に記載されているように、YMI での務めを実行する際に、理想主義者であること、関心を持つこと、率先すること、労をいとわないことの資質を示すことが奨励されている。

1302 ワイズメンズクラブ国際協会の紛争解決手順に関する枠組み（付録 III）に従った紛争解決の訴えにおいて、トロイカが下した裁定に不服である紛争の当事者は、解決のために次の上位のフォーラムに訴える権利を有するものとする。トロイカとは、それぞれのフォーラムにおいて、選挙で選ばれた現在、次期、直前の主席役員を指す。

1303 紛争の解決のためにワイズメンズクラブ国際協会の最上位のフォーラム（国際常任役員）に委ねられた場合、国際常任役員が下した裁定は、最終的かつ執行力があるものであり、訴えの当事者を拘束するものとする。

ガイドライン 15 改正

- 1501 地域憲法ガイドラインは、正式に構成された地域議会の会合においてまたは電子メールによって、出席して投票した議員の単純過半数の賛成票によって改正することができる。
- 1502 クラブ会長は、いかなる地域憲法ガイドラインの変更に対して、投票する必要はない。
- 1503 地域憲法ガイドラインの変更をクラブ会長に通知することは、各区理事の責任である。
- 1504 クラブがグッドスタンディングであるとは、報告済みの会員数の 100% 分の区費、地域会費および国際会費を直近の過去 3 半期を通して支払ったクラブを意味する。

2021年11月 1 日発効
2022年 5 月21日改定(1009)